農業委員会だより

みのり

令和８年
10月
第87号

－発行：東海市農業委員会－
－編集：みのり編集委員会－

～お気軽にご相談ください～
新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

令和８年７月21日、任期満了に伴い、新たに農業委員12名が市長から辞令交付を受けました。
辞令交付後に農業委員会総会が開催され、会長に久野光洋氏、会長職務代理者に荒谷知氏・今津英伸氏が選出されました。
また、農地利用最適化推進委員６名が、同総会において委嘱されました。
これから３年間、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となり、農地利用の最適化の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。
（議席順に、氏名、地域等を紹介します。）



農業委員



会長
久野　光洋
大田町

この度、農業委員会総会にて、会長に推挙され、大変重責な思いでございます。東海市においても、遊休農地問題は最重点課題と捉え、優良農地保全のために地域農業者の皆さまとコミュニケーションを大切にして、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局が全員一丸となり、積極的に課題解決に取組み、東海市の農業発展に努めて参ります。今後ともご指導、ご協力よろしくお願い致します。



会長職務代理者
荒谷　知
荒尾町

この度、会長職務代理者の任を受け、重責を感じております。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様と共に、都市化が進む東海市の農政問題を考え、東海市の農業発展に取り組んでいきたいと思います。皆様のご協力よろしくお願いします。



会長職務代理者
今津　英伸
養父町

この度、会長職務代理者を受けさせて頂く事になり、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局の方々と東海市の農業の発展に取り組んでいきます。宜しくお願いいたします。





井村　真道
加木屋町

地域の農地を守り、次世代へ繋ぐために尽力いたします。現場の皆様の声に寄り添い、持続可能な農業の未来を目指して誠心誠意努めていきます。



土方　秀永
名和町

農業委員会2期目となります。委員の皆様と協力して、地域農業振興のために尽力したいと思います。よろしくお願いします。



澤木　眞
名和町

農地が大規模開発により減少する中、農業委員の経験を活かし、地域農業の発展に努力してまいりますので、宜しくお願いします。



大村　景子
大田町

この度、縁があり、農業委員を引き受けることとなりました。最近の大規模開発が進む中、地域農業の振興のため委員の皆様と協力して努めていきたいと思います。初めての事、ご指導、ご協力、よろしくお願いします。



小野　直之
大田町

この度は、組合推薦により農業委員を引き受けることになりました。地域農業の発展に努めてまいりますので、宜しくお願いします。



早川　克朗
加木屋町

この度、組合推薦により農業委員をさせていただくことになりました。農業委員の活動を通し、東海市の農業の状況を把握し、地域農業の発展に少しでも貢献できるよう努力して参ります。宜しくお願いします。



堤　安弘
富木島町

組合推薦により農業委員を引き受けることになりました。微力ですが、地域農業の発展に努力してまいりますので、宜しくお願いします。



太田　錦臣
富貴ノ台
中立委員

中立委員として、委員の皆様と共に、地域農業の発展に少しでもお役に立てるように努めてまいります。宜しくお願いします。



平松　一徳
荒尾町

この度、加家生産組合からの推薦で農業委員に就任することになりました。
昨今の厳しい農業経営を手助けできるよう努力して参りますので、宜しくお願いします。

農地利用最適化推進委員



小島　康嗣
名和町

農業委員の経験を活かし、農地利用最適化推進委員として地域農業の活性化、農地の最適化利用に取組んでいきます。



深谷　幸伸
荒尾町

地域の声に耳を傾けながら、農地の保全と地域農業の発展に誠実に努め、未来につながる農業づくりに貢献してまいります。



加古　恒弘
富木島町

新任のため至らない点もあるかと思いますが、皆様のご意見を伺いながら、一つ一つ誠実に取り組み、地域農業の発展に努めてまいります。



寺島　国之
大田町

皆様のご指導を頂いて、大切な農地を遊ばせることなく、有効利用する働きかけができるよう尽力して参ります。宜しくお願い致します。



蟹江　永規
高横須賀町

前期は農業委員、今期は農地利用最適化推進委員を引き受けることになりました。地域の農業の発展に努力してまいります。ご協力の程、宜しくお願いします。



深川　正浩
加木屋町

地域農業の継続・発展に寄与するよう、微力ながら農地利用最適化推進委員として、農地利用の最適化に取り組んでいきたいと思いますので、宜しくお願いします。

農地中間管理機構を通じた権利設定と農地法第３条許可による権利設定について

「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の権利設定（利用権設定）が令和７年４月以降出来なくなりました。

農地の権利設定を希望される場合は、「農地中間管理機構を通じた権利設定」か「農地法第３条許可による権利設定」のどちらかの手続きでお願いします。

手続きに時間がかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。

農地中間管理機構を通じた権利設定と農地法第３条許可による権利設定の違い

	農地中間管理機構を通じた権利設定	農地法第３条許可による権利設定
賃貸形態	農地中間管理機構が間に入る賃借	貸主と借主の直接の賃借
賃料の支払い	借主は農地中間管理機構に支払い、農地中間管理機構から貸主に支払い	借主が貸主に直接支払い
契約の更新	自動更新なし	自動更新
農地返還	契約期間満了で自動返還	返還の手続きが必要
問合せ先	農務課 ０５２－６１３－７６７３ ０５６２－３８－６２９７	農業委員会事務局 ０５２－６１３－７８４８ ０５６２－３８－６４３５

農業委員会研修会

農業委員会では、毎年農地に関する知識等研鑽のため、講師をお招きし、研修会を実施しています。

８月20日に、一般社団法人愛知県農業会議より講師をお招きし、「農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割と農業委員会制度」について、研修会を実施しました。



お世話になりました

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、委員会活動に精励され、本市農業振興に貢献された次の方々が勇退されました。

お疲れさまでした。

櫨　順一　様
坂　康彦　様
坂　真知　様
加古勝巳　様
早川峰子　様
小野剛憲　様
山中正直　様
大村泰誉　様

営農継続支援

農産物の出荷用資材購入費を補助します

●対象者

市内に住所を有する農業者又は農業法人

●内容

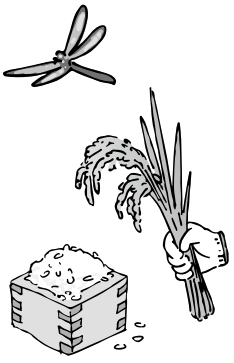
令和８年４月１日（水）から令和９年３月12日（金）までの間に購入した農産物の出荷用資材（段ボール・花き用鉢など）の購入費の２分の１以内（上限10万円）を予算で定める額の範囲内において補助金を交付します。

●申し込み

交付を希望される方は、令和８年４月１日（水）から令和９年３月12日（金）までに申請書（規定用紙）に必要書類を添えて提出してください。

提出先は、主にあいち知多農業協同組合（ＪＡ）で出荷用資材を購入されている方は、ＪＡあいち知多西部総合営農センター（電話０５６２―３５―１５５１）へ。主にＪＡ以外から購入されている方は、市役所農務課（５階）へ。

詳しくは、農務課へ。





農地は農業を営むうえでとても大切な財産であります。

農地を住宅や店舗・駐車場など農地以外の用途に使用する場合は、農地法の転用許可（市街化区域の場合は届出）が必要です。

許可を受ける前に無断で農地を転用すると、農地法違反になり工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

又、転用により周囲の農地や周辺住民に、悪影響を及ぼしかねませんので事前に農業委員会事務局までご相談ください。

TEL　052-613-7848
0562-38-6435へ

相続などによって農地の権利を取得したときは農業委員会への届出が必要です

届出書は東海市農業委員会事務局のHPでダウンロードできる他、窓口でもご用意しております。

また、相続登記の申請義務化が令和6年4月1日から始まっています。取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられています。



令和7年度（2025年度）賃借料情報について

（金額の単位：円）



	平均金額 10a当たり	最高金額 10a当たり	最低金額 10a当たり	実績件数
田	2,759	4,505	1,804	3件
畑	11,518	20,000	3,546	8件
計				11件

※農地の賃貸借契約をするときの目安になるよう、地域の賃借料の平均額を表したものです。
賃料については、当事者間での話し合いになりますので、両者で協議し、決定するようにしてください。
よろしくお願いします。
参考に件数を掲載します。
田　27件　使用貸借権　24件、賃借権　3件
畑　29件　使用貸借権　21件、賃借権　8件

全国農業新聞のご購読を!

農業経営の情報紙として、「国の農業政策を知り、営農と生活の指針に」役立つ全国農業新聞をご購読ください。

◇発行日：毎週金曜日
◇購読料：新聞本紙　月額 900 円（送料込、税込）
　　電子版　月額 700 円（税込）
◇問合せ：全国農業会議所へ（TEL 03-6910-1130）

